

【参考資料】

令和２年第３回奥州市議会臨時会
条例議案 新旧対照表

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 議案第１号 | 奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第３号 | 奥州市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |

奥州市税条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2、<u>第61条若しくは第62条</u>まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～17 略 <u>18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)</u> 第24条 第9条第7項の規定は、<u>法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u>	附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～17 略

奥州市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 略 <u>(2) 広域連合条例第4条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>(3)～(9)</u>略	(市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 略 <u>(2)～(8)</u>略